

ワークホーム・アップル（指定就労継続支援B型事業） 運営規程

（平成24年12月5日制定）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会が開設するワークホーム・アップル（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

2 次の施設を本体施設と位置付ける。

ワークホーム・アップル事業所（静岡県駿東郡小山町菅沼253-1）

3 次の施設を出張所と位置付ける。

(1) カフェ・ポム（静岡県駿東郡小山町藤曲57-2 小山町役場1階）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1人（非常勤）

管理者は、従業者の管理、就労継続支援事業（B型）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援事業（B型）の実施に関し、事業所の職員に対し遵守をさせるために必要な指揮命令を行う。

(2) 副管理者（施設長代理） 1人（常勤・職業指導員を兼務）

副管理者は、管理者を補佐する。

(3) サービス管理責任者 1人（常勤）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成と実施状況の把握

を行い利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- (4) 職業指導員 2人以上（常勤もしくは非常勤・専従2人以上）

職業指導員は、個別支援計画に基づき、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

- (5) 生活支援員 1人（常勤）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営めることができるよう必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 営業日

ア ワークホーム・アップル事業所本体
月曜日から金曜日までとする。

イ カフェ・ポム
月曜日から金曜日までとする。

- (2) 営業時間

ア アップル事業所本体
午前9時15分から午後3時30分までとする。

イ カフェ・ポム
午前11時から午後2時30分までとする。

- (3) 休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）及び事業所が定める日とする。

- 2 前項各号については、これを変更することができる。

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

（内容）

第7条 指定就労継続支援（B型）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援（B型）計画の作成

- (2) 就労の機会や生産活動の機会の提供

(3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

- (4) 前2項を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

（支給決定障害者から受領する費用の額）

第8条 指定就労継続支援（B型）を提供した際には、支給決定障害者から当

該就労継続支援（Ｂ型）に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない指定就労継続支援（Ｂ型）を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、支給決定障害者から法第２９条第３項の規定により算定された訓練等給付費又は法第３０条第１項の規定により算定された特例訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。

３ 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

（１）調理実習時の食事等の提供に要する費用 月３，０００円

（２）日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

４ 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

５ 第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第９条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条 利用者は、事業所を利用するにあたり、関係法令、規程等を遵守するほか、

次の各号について留意しなければならない。

（１）利用者は、事業所の利用について、善良な利用を心がけなければならない。

（２）利用者は、他の利用者との協調に努めるものとする。

（３）利用者は、就業、生活訓練等に当たっては、管理者、サービス管理者、職業指導員及び生活支援員の指導に従うよう努めるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１１条 通常の事業の実施地域は、静岡県駿東郡小山町全域とする。

（主たる対象者の障害の種類）

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、知的障害、身体障害、精神障害とする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定就労継続支援（B型）の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情解決）

第 18 条 提供した指定就労継続支援（B 型）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援（B 型）に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B 型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定就労継続支援（B 型）に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援（B 型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定就労継続支援（B 型）に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B 型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 日以上
- （職場におけるハラスメントの防止）

第 20 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第 21 条 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、法人本部が定めた社会福祉法人小山町社会福祉協議会カスタマーハラスメント対策基本方針に従い組織として必要な対応を行うものとする。

2 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

第 23 条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（B 型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（B 型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援（B 型）を提供した日より 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人小山町社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会が障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者として、静岡県知事から指定を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月14日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 第4条は、令和4年1月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月7日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年10月1日から施行する。